

令和6年度事業計画について

◎方針

世界的にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症も昨年5月にインフルエンザと同じ5類に分類が下げられ、日常の生活も以前のように戻ってきているが、未だにロシアのウクライナ侵攻は解決を見ることなく今も尚続き、さらに昨年10月にはイスラエルとパレスチナの戦争が勃発し、そうした情勢が影響してか円安状況が続き半導体不足を始め、飼料や物資の高騰、薬剤不足などなど我々の生活、仕事上大きな影響を受けている状況にある。

令和6年、年明け早々に能登半島地震が発生し、土砂災害、家屋倒壊、火事などにより多くの方が犠牲になり、現在もインフラ整備など地域、復興のため支援活動が継続的に行われている。本会として県内で災害が発生したとき、飼い主と被災動物を救援するため、飼主不詳の犬や猫が増えないようするため、またその地域の公衆衛生上の問題が起きないようにするため、地域獣医療の安定化をはかるために災害が発生したときに対応する獣医師としてのVMAT（災害獣医療派遣チーム）が必要であると思ひから中部地区で唯一VMATを令和元年8月に設置した。昨年には岐阜県動物愛護基本計画、被災動物救援計画の中にVMATの活動が位置づけられたが、現況VMATの存在自体、県内多くの自治体、警察、消防、災害対応関係団体等にまだまだ認知されていない状況であり、VMATの活動が円滑に行くようVMATの啓発、またDAMT（災害時医療派遣チーム）のように災害対策基本法の中に位置づけられているわけでもなく、今後VMATが県外活動することも想定されことから全国的にVMATの整備と法的な位置づけを図るためにも日本獣医師会と連携協力し進めていかなければならない。また、愛玩動物だけでなく、産業動物が被災したときにも被災状況に応じて県と自治体、畜産関係団体などと協力し早々に対応できるよう日頃から情報、連絡を密に準備しておく必要がある。

産業動物関連では、県内で令和6年1月に高病原性鳥インフルエンザが発生し県の迅速対応により拡大することなく終息した。また、豚熱において県内における発生農場はないが、地域によっては野生イノシシからウイルスが今もなお検出されており、より一層の防疫体制の強化のため県と協力し活動していかなければならない。そうした家畜防疫体制が重要視される状況にもかかわらず産業動物に係わる獣医師の担い手不足が深刻化している状況であり、県内で仕事をする獣医師の確保していくため県、自治体、関係団体と情報を共有していかなければならない。

小動物関連では、昨年3月に愛玩動物看護師の国家試験が行われ、国家資格を取得した愛玩動物看護師が多くの動物病院でチーム獣医療を支えるため活躍し始めている。小動物における遠隔診療、高度獣医療化など求められる獣医療がより複雑化していることからよりかかりつけ獣医師としてインフォームドコンセントの徹底と愛玩動物看護師、動物病院スタッフの教育にも力を入れていかなければならない。また地域獣医療を支えるため獣医師の卒後教育の充実と地域獣医師同士の連携強化、また夜間救急動物病院への支援協力、高度獣医療を担っている岐阜大学附属動物病院との連携強化について努めなければならない。

公衆衛生関連では、世界では毎年5万人ほど死亡している狂犬病が日本に入った場合のことを踏まえ県、自治体と協力し狂犬病予防必要性、継続の重要性について啓発と注

射事業について、また身近に迫っているSFTS（重症熱性血小板減少症候群）を含む人獣共通感染症に対して県と協力し啓発対応していかなければならない。また動物愛護精神の啓発と推進のため飛騨地域で開催される動物愛護フェスティバルを実施。県が実施する東濃圏域の地域猫活動、子猫ミルクボランティア事業、負傷犬猫予後判定事業、県動物愛護センター事業へ協力していかなければならない。

野生イノシシ、シカなど野生動物による農作物被害の増加と感染症の拡散を防ぐために野生獣地域衛生対策事業の継続をしていく必要がある。また民家近くに出没する熊による人身被害が増えるなど、ライチョウを含む自然環境の異変悪化が懸念される状況であり県関係課と協議し県野生動物管理推進センター、県野生動物リハビリセンターへの協力をしていかなければならない。また傷病野生鳥獣を守ることからスタートし永く続いてきた釣り糸回収事業を発展拡大するために河川、海洋生物を守る、プラスチックゴミの生態系への影響を少なくするためという目的で「海ごみゼロウィーク」キャンペーンに参画することを考えている。以上のように獣医師会活動は多義にわたり、人の健康、動物の健康、環境の健全化は一体のこととして捉えたワンヘルスの概念を基本とし産業動物関連、小動物関連、公衆衛生関連、野生動物・環境関連において社会から求められる獣医療を目指して県行政、自治体、岐阜大学、関連団体との連携協力し事業を進めていかなければならないと考えている。

I 人と動物との共生・食の安全確保対策事業（公1事業）

1 人と動物の共生対策

(1) 動物愛護活動

動物愛護週間行事の一環として県・市町村・獣医師会が開催する動物愛護フェスティバルに共催、健康相談等を通じて動物の正しい飼い方、保護管理等について啓発すると共に、全県下の小中学生を対象に動物に関する絵画・作文コンクールを実施する。

(2) 学校飼育動物サポート事業

小学校における動物飼育に対し、正しい動物の飼い方等を指導することにより、児童生徒の安全、動物の健康、命の大切さ・動物愛護の観点からサポートし、科学、情操教育の一助として実施する。

市町村教育委員会との委託契約により獣医師会会員が学校飼育動物マニュアルに沿って県下一円を同一レベルで対応する。

(3) いのちの授業の実施

各職域に働く会員がいかに命と向き合っているか、社会生活が命の支え合いの上に成り立っているか、獣医師から見た動物の命を通して小中学生に「命の大切さ」を考える授業を実施する。

(4) 被災動物・危機管理対策

本会と岐阜県知事で締結した「災害時における動物の救援活動に関する協定」に基づく「災害時における被災動物救援マニュアル」により被災動物の救援に備えるため、VMA Tチームの設置を図る。

(5) 動物介在活動の啓発

アニマルセラピーの必要性や身体障害者補助犬を通じた福祉分野との重要性などを本会の行う各種イベントにおいて普及啓発を図る。

(6) 自然環境保全活動

- 1) 県民が保護した傷病野生鳥獣を治療し快復するまでの一定期間保護することにより、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図る。自然災害によって負傷した野生動物を治療保護し、社会福祉及び動物福祉の向上に寄与する。野生鳥獣保護・環境美化を目指し釣り糸回収活動を市民に呼びかけ実施する。
- 2) 野生獣の衛生実態調査として、鳥獣害対策で捕獲した野生動物の衛生調査を実施し、野生動物の感染症等への感染や流行等を把握することで、野生獣の保護や保全活動に資する。

(7) 地域獣医療体制の強化

家庭飼育動物が増加する中、人と家庭動物の共生をより強固にするため、適正な獣医療提供体制を構築する。

- 1) 家庭飼育動物の健康保持のためリーフレット等を作成し県民への啓発を図る。
- 2) 県民への高度獣医療を提供するため岐阜大学動物病院との診療提携を図る。
- 3) 緊急な診療体制を確保するため夜間・休日診療施設との連携を図る。

(8) 狂犬病予防対策

市町村と獣医師会が狂犬病の発生を予防するため、事務委託により効率的な畜犬登録と集合予防接種が実施できる体制を確立し、一般県民へ周知する。

(9) 食の安全性確保対策

安全で安心できる畜産物を県民に提供するため、次の一連の活動等を行う。

- 1) 畜産物への薬物の残留を防止するため動物用医薬品の適性流通・適正使用の周知を図る。
- 2) あらゆる危害物質の混入を防止するためポジティブリスト制度の適切な運用を周知する。
- 3) B S Eに係る死亡牛検査の徹底を図る。
- 4) 家畜伝染病、災害発生時の風評被害対策を実施する。
- 5) 一般県民への食の安全性を啓発するため「食と動物の感謝祭」を開催する。
- 6) 食品の安全性を確保するため食肉・食鳥検査・食品衛生対策の徹底を図る。
- 7) 産業動物獣医師等を目指す獣医学生に修学資金を給付し、不足している産業動物獣医師等の確保を図る。
- 8) 不足している獣医師の確保を推進するため、広報活動や求人、求職者への情報の発信等を行う。

II 獣医学術普及事業（公2事業）

(1) 人獣共通感染症普及啓発

狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症については、獣医師会のHPに公開し、また公開講座等により予防について普及・啓発を行う。

(2) 獣医技術開発事業の実施

産学官連携や畜産農家・獣医師連携による家畜自衛防疫体制の維持・強化のため産業動物獣医師研修会や畜産農家への研修会等を行い、獣医師や畜産技術者の衛生技術の習得に寄与する。

- (3) 日本獣医師会獣医学術学会・中部地区獣医学術3学会への参加支援
他の団体等が主催する学会（日本獣医師会、日本小動物獣医師会、中部獣医師会連合会など）にも積極的に参加し、技術の習得に努め動物への適切な獣医療技術を提供し、動物の愛護、福祉の向上に寄与する。
- (4) 岐阜大学の獣医学教育の充実に対する連携支援
中部地方で唯一の獣医学系大学の岐阜大学の学生に対し講義などを実施し、社会における獣医師の役割などこれからの獣医学教育の充実を図る。
- (5) 広報活動の強化
小動物・産業動物・公衆衛生の各分野で働く獣医師が、日頃の業務を通じて研究・調査した事例等を学会の場に報告し、意見交換を行い技術の伝達・普及を図るため会報を発行する。

III 会員互助慶弔事業（その他事業）

- (1) 会員及びご家族への弔慰給付の実施
- (2) 本会への功労及び優秀発表の会員への表彰（岐阜県知事賞・中部獣医師会連合会長賞・本会会長賞など）の実施

IV 組織運営事業（法人会計）

- (1) 組織体制の整備
公益社団法人としての諸規程・財務体制等の整備
- (2) 支部・部会活動の強化
- (3) 各種会議の開催
総会、理事会、監事会、支部長・部会長会議、各種委員会等の開催
- (4) 関係機関との連携
日本獣医師会、中部獣医師会連合会への建議と、その活動への参加
県関係部局（農政、健康福祉、環境生活、教育等の各分野）との連携強化
畜産・公衆衛生・動物愛護・環境保全、その他関係諸機関との連携強化
人獣共通感染症対策のため岐阜県医師会との学術的連携の強化
- (5) 獣医事特別対策事業
獣医師の社会的、経済的基盤の確立への取組み
勤務獣医師の待遇改善と雇用対策支援
関連法令の熟知と獣医師倫理の向上対策
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項への取組み